

熊本県有明・八代工業用水道運営事業
実施方針

令和元年（2019年）10月

熊本県企業局

目 次

I.	特定事業等の選定に関する事項.....	1
1.	本事業の概要.....	1
2.	本事業の事業内容.....	3
3.	特定事業の選定方法に関する事項.....	18
II.	民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	20
1.	募集及び選定方法.....	20
2.	募集及び選定スケジュール.....	20
3.	応募者の参加資格要件.....	21
4.	審査及び選定手続.....	24
5.	提出書類の取扱い.....	28
III.	民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	29
1.	リスク分担の基本的な考え方.....	29
2.	運営権者の責任の履行確保に関する事項.....	32
3.	運営権者の権利義務等に関する制限及び手続.....	33
IV.	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	34
1.	事業対象地.....	34
2.	対象施設.....	34
V.	契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	35
1.	実施契約に定めようとする事項.....	35
2.	疑義が生じた場合の措置.....	35
3.	準拠法及び管轄裁判所の指定.....	35
VI.	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	36
1.	運営権者帰責による解除.....	36
2.	県帰責による解除.....	36
3.	不可抗力の場合.....	37
4.	ユーザー・議会リスクの場合.....	37
5.	不可抗力に起因しない水量の変動.....	38
6.	不可抗力に起因しない水質の変動.....	38
7.	汚泥処分リスクの場合.....	38
8.	金融機関又は融資団と県の協議.....	39
VII.	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	40
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項.....	40
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項.....	40
3.	その他の協力に関する事項.....	40
VIII.	その他特定事業の実施に関し必要な事項.....	41

1.	使用言語、通貨.....	41
2.	応募に伴う費用の負担.....	41
3.	情報提供	41

【添付書類等】

- 様式1 守秘義務対象開示資料提供申込書
- 様式2 実施方針等に関する質問・意見書
- 別紙1 運営権設定対象施設等
- 別紙2 リスク分担表

I. 特定事業等の選定に関する事項

1. 本事業の概要

(1) 事業名称

熊本県有明・八代工業用水道運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

有明工業用水道及び八代工業用水道並びにこれらに附帯する施設

(3) 公共施設等の管理者

熊本県知事 蒲島 郁夫

(4) 担当部署

熊本県企業局総務経営課

住 所 : 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話番号 : 096-333-2592

電子メールアドレス : ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp

(5) 事業の背景・目的

本事業の対象となる有明工業用水道事業及び八代工業用水道事業（以下「両事業」という。）は、昭和39年に有明・不知火地域が新産業都市に指定されたことを機に整備が進められ、昭和50年に有明工業用水道、昭和52年に八代工業用水道の供用がそれぞれ開始された。

平成30年度末において、有明工業用水道は荒尾市、長州町を対象に日量14,724 m³、八代工業用水道は八代市を対象に日量10,415 m³の工業用水をそれぞれ供給しており（左記の水量はともに契約水量）、熊本県内の産業活動を支える産業インフラとして現在も重要な役割を担っている。

しかしながら、両事業とも供用開始から約40年が経過し、施設の老朽化が進んでおり、今後、施設の更新・改修が必要となっている。また、供用開始時に想定していた重厚長大型の企業立地が進まなかったことにより、長らく契約水量が低迷していることに加えて、平成14年度に整備されたダムの負担金の増加等により資金繰りが悪化し事業運営費を賄うために一般会計からの借入が必要となるなど、厳しい経営環境下であり、抜本的な経営の改善が必要となっている。さらに、人口減少を含む社会構造の変化に伴い、熊本県企業局においても専門的な技術や経験を有する技術系職員が減少しつつあり、今後の事業運営を担う人材の確保も必要となっている。

これらの課題を解決するため、熊本県（以下「県」という。）では、両事業に係る運営等について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づく公共施設等運営事業を実施することで、長期間にわたる施設の維持管理・更新等を一体的に実施し、民間の活力や創意工夫を生かした効率的な事業運営ノウハウを取り入れ、持続的な工業用水道事業の経営に期待するものである。

(6) 事業（運営）の基本方針

県及びPFI法第2条第5項に定める選定事業者（以下「選定事業者」という。）が設立する特別目的会社（別段の定めがない限り、原則として本事業の実施のみを目的に設立される会社をいい、以下「運営権者」という。）は、互いに協力して本事業を実施することを本事業の基本的な考え方とする。その考え方の下で、県は、民間の持つ資金、経営能力及び技術的能力を活用し、運営権者が効率的かつ効果的に本事業を実施することができる環境を整備する。また、運営権者は、前項の目的を達成するため、以下の基本方針に基づき本事業を実施するものとする。

① 民間の経営ノウハウ等活用による経営改善

両事業を取り巻く厳しい経営環境に対応するため、民間ならではのコスト削減や経営合理化に積極的に取り組み、工業用水道事業の収支を改善する。

② 老朽施設の更新と継続的な人材育成

事業期間にわたり老朽化が進んだ施設の維持管理及び更新を継続的かつ効率的・効果的に実施することで、工業用水道事業のサービス品質の向上と効率化を達成するものとする。また、継続的な人材育成、技術継承に取り組み、運営基盤の強化を図る。

③ ユーザー企業や共同管理者の理解確保

両事業のユーザー企業（以下「ユーザー企業」という。）や県を通じて共同管理者（有明工業用水道事業においては福岡県、荒尾市及び大牟田市をいい、八代工業用水道事業においては上天草・宇城水道企業団（以下「企業団」という。）をいう。）に対する積極的な情報開示や双方向のコミュニケーションに取り組み、良好な関係構築を行う。

④ 未利用水の有効活用の促進

対象となる両事業の未利用水の有効活用について、工業用水としての新規需要開拓はもちろん、民間ならではのアイデアによる有効活用を提案する等により、県と協力して未利用水の有効活用に取り組む。

⑤ 地域経済の成長、地域社会の持続的発展への貢献

工業用水道事業の持続性を高めることで、地域産業の基盤を確保する。また、本事業の実施を通じて、地元企業との連携、地域人材の雇用等を積極的に行い、地域経済の成長や地域社会の持続的発展に貢献する。

(7) 募集要項等

公募の開始と同時に新たに開示する資料は、以下を想定している（①から⑦を総称して、以下「募集要項等」という。）。

- ① 募集要項
- ② 要求水準書（案）
- ③ 優先交渉権者選定基準
- ④ 基本協定書（案）
- ⑤ 公共施設等運営権実施契約書（案）（以下「実施契約」という。）
- ⑥ モニタリング基本計画書
- ⑦ 開示資料

2. 本事業の事業内容

運営権者は、本事業において、以下の（1）に掲げる施設について、要求水準に従い、（2）の業務を実施するものとする。

ただし、運営権者は、県と協議のうえ、周辺の公共団体や工業用水道ユーザー企業から水道に関わる業務等を受託することができるものとする。

(1) 運営事業対象施設

本事業の対象となる施設は、以下の運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設である。その大要は別紙1に示す。

① 有明工業用水道

ア 運営権設定対象施設

有明工業用水道は、県、福岡県、荒尾市及び大牟田市（以下「県等4団体」という。）との共有施設となっており、県等4団体が締結する協定書等に基づき県が施設を管理している。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。

P F I法により公共施設等運営権（以下「運営権」という。）を設定する対象施設（以下「運営権設定対象施設」という。）は、県等4団体が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。

イ 運営事業対象施設

運営権者が運営を行う施設（以下「運営事業対象施設」という。）は、県等4団体が共有し県が管理する施設及び県単独の所有施設である。

なお、運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設の詳細は、募集要項等の公表時に開示資料に示す。

② 八代工業用水道

ア 運営権設定対象施設

八代工業用水道は、新遥拝堰から松高用水路までは県、八代平野土地改良区、企業団及び民間企業2社との共有施設であり、遥頭首工管理協議会、北岸導水路管理協議会又は八代平野土地改良区が管理している。萩原接合井から白島浄水場までは、県と企業団との共有施設であり、県が施設を管理している（ただし、白島浄水場の沈殿池及びフロック形成池のそれぞれ2池のうち1池は企業団が管理し、また、汚泥処理施設は県が企業団に管理を委託している。）。また、配水本管・支管は県単独の所有施設である。

運営権設定対象施設は、県と企業団が共有する施設における県の所有部分及び県単独の所有施設である。なお、汚泥処理施設には、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更となることを停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は以下の（2）に示される業務の履行義務を負わないものとする。

イ 運営事業対象施設

運営事業対象施設は、県と企業団が共有し県が管理する施設、汚泥処理施設及び県単独の所有施設である。ただし、汚泥処理施設の維持管理については、県の費用負担の下で、県により企業団へ委託するものとする。なお、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合は、運営権者が自らその更新及び維持管理を行うものとし、費用分担は県との協議により見直す。この管理区分変更に伴う費用の増減の取り扱いの考え方については競争的対話にて協議を行うものとする。

運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設の詳細は、募集要項等の公表時に開示資料に示す。

(2) 対象業務

本事業は、義務事業及び任意事業により構成される。

① 義務事業

ア 経営管理に係る業務

運営権者は、事業期間にわたり事業運営に計画的に取り組むことに加え、不断の見直しと改善を行い（PDCAマネジメントサイクル等）、以下の業務を行うものとする。以下に記載されていないものであっても、経営管理に必要な業務を実施するものとする。

(ア) 事業実施体制の構築

本事業の経営・実施に必要な資格、能力、実績を有する人員を適切に確保し、維持管理及び更新等のための事業実施体制を構築する。

(イ) 財務管理

関連法令等の規定に基づき、本事業の経営及び事業運営に必要な財務管理を適切に行う。また、必要な資金の確保・調達を適切に実施する。

なお、有明工業用水道と八代工業用水道とで収入及び費用を区分し、事業ごとに会計を明らかにするものとする。

(ウ) 事業計画の作成

運営権者は、事業期間全体（20年間）、5箇年及び年度の各事業計画を策定し、県に提出する。

(エ) セルフモニタリング

運営権者は、県が募集要項等の公表時に示すモニタリング基本計画書及び運営権者が自ら策定するセルフモニタリング実施計画書に従い、要求水準を満たす方法により本事業を実施しているかについて自らモニタリングし、要求水準未達等の状況が生じる恐れがある、又は生じている場合は自ら改善する。セルフモニタリングの結果と改善の状況は県に報告する。

(オ) 情報公開と説明責任

運営権者は、本事業の要求水準の遵守状況や経営状況等に関して、県のホームページを通じて適切に公開するものとする。

(カ) 危機管理

運営権者は、通常状態と異なる異常事象、不可抗力を含む災害・事故等発生時の対応やその他緊急的な対応（詳細はイ（オ）、（カ）を参照。）が必要な事象が発生した場合に備え、事業継続計画（以下「BCP」という。）を作成

し、適宜訓練等を行う。また、本事業、さらには他の類似事業で生じた異常事象や不可抗力への対応等について情報を収集、分析等を行うことで、BCPを常に見直し、改善等を行い、各種事象への対応力を高めるよう努める。

(キ) その他

運営権者は、県及び地元市町等が行うユーザー企業の誘致に関連する施策に協力する。

イ 工業用水道の供給に係る業務

運営権者は、工業用水をユーザー企業に供給し、併せて有明工業用水道の共同管理者に必要な用水（以下「工業用水等」という。）を供給する。そのために必要な維持管理や顧客管理については、自らの責任と判断に基づき行うものとする。

上記を実現するため、運営権者は、以下を含む工業用水道の供給に必要な業務を実施するものとする。

(ア) 工業用水等の供給

運営権者は、ユーザー企業と日常的な連絡・調整を図りながら、要求水準書に定める水質及び水量を達成・維持するために、施設の運転操作・監視、ユーティリティの調達等、運営事業対象施設の運転管理を行い、工業用水等を供給する。また、浄水後の汚泥を適切に処理する。なお、取水トンネル、導水トンネル、導水管・送水管・配水管の運転管理とは、ゲート・バルブの操作の実施を指す。

八代工業用水道においては、白島浄水場の原水受入地点において企業団に原水を引き渡すものとする。汚泥の処理は、県の費用負担の下で、県により企業団へ委託するものとするが、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合は、運営権者が自ら処理を行うものとし、その変更に伴う費用負担は県との協議により見直す。この管理区分の変更に伴う費用の増減の取り扱いの考え方については競争的対話にて協議を行うものとする。

なお、この業務に伴い発生する他の共同管理者との協議・調整については、運営権者とも意見調整の上で県が行う。

(イ) 工業用水等の供給状況の監視

運営権者は、ユーザー企業の受水地点及び金山分水場（有明工業用水道のみ）における水質、ネットワーク全体での送配水状況を常時監視すること等により、要求水準に従い工業用水等の供給が適切に行われていることを自ら確認する。

不具合が生じた場合は運営権者が自ら必要な対処をとるとともに、速やかに県に報告し、必要な場合には対応について協議するものとする。監視の結果は、県（及びユーザー企業）が要求した場合に速やかに提示できるよう、適切に保管するものとする。

(ウ) ユーザー企業の管理

運営権者は、熊本県工業用水道管理条例（以下「管理条例」という。）に基づき、定期的に検針（使用水量の測定）、料金の徴収等の業務を行う。

なお、管理条例で定めるユーザー企業からの新規申し込みの受付、契約内容の決定、給水契約の締結等の契約業務は県が行う。県は、新規申し込み等があった場合には運営権者と協議を行う。運営権者は、ユーザー企業の敷地に入るまでを自らの責任分担として、自らの費用負担により支管を布設することを原則とするが、管理条例の定めに従いユーザー企業が支管布設の費用を負担する場合には、その方法も含めて県と協議するものとする。また、熊本県工業用水道供給規程（以下「供給規程」という。）で定めるユーザー企業の給水施設に係る業務のうち、県が担当する工事申請の確認、竣工検査等において、運営権者は、ユーザー企業からの工事申請の受付や竣工検査の立会等の協力を行う。

(エ) 施設機能の保持

運営権者は、運営事業対象施設の維持管理及び必要な更新を計画的に実施し、要求水準書に従い、工業用水等を常時供給できる施設機能を保持するものとする。ただし、取水トンネル・導水トンネル・送水トンネル、については、運営権者は要求水準書に定める定常的な維持管理（道路上からの目視点検）のみを行い、導水管・送水管・配水管については、定常的な維持管理に加えて、本管・支管を問わず、漏水事故発生時の修繕も実施する（本管の修繕が管そのものの交換となる場合は更新とみなし、運営権者の業務範囲外とする）。取水トンネル・導水トンネル・送水トンネル、導水管・送水管・配水管について、運営権者が更新が必要と判断する場合には県に報告する。県に報告した結果として更新が実際に必要となった場合は、県の費用負担で県が更新を実施する。なお、管路の修繕については、それに要する費用は県が負担し、修繕は運営権者が実施する。修繕に必要な資材や役務の調達方法は、補助金の申請に必要な仕様等の指定事項を満足している限りにおいて、原則として、運営権者の裁量にゆだねるものとするが、運営権者がそのような外部からの調達を行う場合には、緊急を要する等県が認めた場合を除き、3社以上の外注先又は購入先から見積りを取得して費用算定の適正化に努めるも

のとする。

なお、更新に関してはウに記載のとおりである。

(オ) 異常事象への対応と災害・事故等発生時の初動対応

運営権者は、維持管理の範囲内で対応可能な以下に例示するような異常事象に対しては、運営権者の責任と費用負担の下で、BCP等の定めに基づいて事象に即した適切な対応を速やかに実施し、工業用水等の供給の継続性を確保する。

- 原水の異常
- 取水施設での異物の詰まり等による取水トラブル
- 機器の故障・不具合
- 配水管の損傷による漏水事故
- ユーザー企業受水地点での水質トラブル（状況により洗管等の対応が必要）
- その他、維持管理の範囲内で対応可能な異常事象

なお、トンネル及び管路の損傷による漏水事故に対する費用及び対応の考え方は、上記（エ）の分担に従う。

運営権者は、災害・事故等により上記の異常事象が発生した場合においても、工業用水等の供給が継続できるよう、BCPに基づき、運営権者の責任と費用負担の下で適切な初動（施設の被災状況の確認、施設の被災を防止又は軽減するための措置や給水継続のための緊急的な仮復旧）を行うものとする。ただし、災害・事故等が不可抗力に該当する場合は、初動対応により発生した費用のうち、実施契約に定める上限金額（以下「初動対応費」という。）を超える部分は県が負担する。なお、初動対応に係る運営権者の人件費は運営権者が負担するものとする。

(カ) 災害発生・事故等発生時の初動対応後の対応

災害発生・事故発生時において、運営権者が初動対応を行った後の本格復旧等の対応は原則として、運営権者の責任と費用負担の下で運営権者が主体となって行うものとする。ただし、災害発生・事故等が不可抗力に該当する場合には、運営権者が初動対応を行った後の本格復旧等の対応は、被災状況を踏まえて県と運営権者が協議の上で決定し、県の費用負担の下で、県が主体となって行うものとする。

ウ 施設の更新に係る業務

運営権者は、要求水準書に定める水質の工業用水等を、ユーザー企業及び共同管理者に常時供給できるよう施設機能を保持するのに必要な更新を計画的に実施する。ただし、取水トンネル・導水トンネル・送水トンネル、導水管・送水管・配水管を除く（なお、実施契約締結後に県と運営権者の協議の結果に基づき八代工業用水道の汚泥処理施設の維持管理も運営権者の業務範囲となった場合は、当該施設も運営権者の施設の更新に係る業務の範囲内とする。当該施設の更新に必要と想定される費用は競争的対話において参考として提示する。）。

具体的には、運営権者は以下を実施する。

(ア) 更新計画及び更新実施計画の作成等

県は、募集要項等公表時に、事業実施期間中に想定される更新の内容と金額を提示する。民間事業者は、更新の実施に係る費用（以下「更新事業費」という。）総額が県の想定する金額を上回らない範囲で、以下2.（4）に規定する事業期間の更新計画（以下「更新計画」という。）を提案するものとする。ただし、事業実施期間の1年目に該当する年度の更新計画は、県が作成した更新計画に一致するものとする。

運営権者は、自らが提案し実施契約で合意した更新計画に基づき、更新対象施設、実施年度、更新事業費等を記載した5年ごとの更新実施計画（以下「更新実施5箇年計画」という。）とそれに基づく単年度の更新実施計画（以下「更新実施計画単年度計画」という。）を作成する。運営権者は、事業開始から5年おきに、本事業終了までの残りの事業期間（以下「残事業期間」という。）に行う更新について、当初予定していた更新の先送りを含む残事業期間の更新計画と次期5年間の更新実施5箇年計画の見直しを行うことができる。ただし、残事業期間の更新計画及び次期5年間の更新実施5箇年計画は、運営権者選定時の提案と整合することを原則とし、事業期間にわたる見直し後の更新事業費総額は、実施契約締結時に合意した更新事業費総額を上回らないものとする。その見直しを行うことができる範囲は、計画変更の内容の妥当性について県に合理的な説明を行うことができる範囲に限定する。

また、残事業期間の更新計画と更新実施5箇年計画は、次期5年の更新実施計画期間の始まる2年前までに県に提出し、県を通じて有明工業用水道の共同管理者の負担金を含む協議を行い、1年前の所定の期日（4月30日を予定）までに関係者で合意できるよう努力する。

(イ) 更新の実施

運営権者は、自らが策定し、県等の関係者で合意した本事業開始から本事業終了までの更新計画及び更新実施5箇年計画（更新対象設備、実施年度、更新事業費等）とそれに基づく更新実施計画単年度計画に基づき更新を実施する。ただし、運営権者は、本事業開始1年目から5年目は、県が示した更新計画（更新事業費を除く。）を基に更新を実施することもできる。また、前項の5年ごとの更新計画の見直しにより、更新計画を変更した際は、前項で新たに合意した更新実施計画に基づき更新を実施する。更新の実施に必要な資材や役務の調達方法は、補助金の申請に必要な仕様等の指定事項を含む要求水準を満足している限りにおいて、運営権者の裁量にゆだねるものとする。運営権者は、更新工事が完了した都度、更新実施報告（実際に要した更新事業費を含む。）を県に提出し、県及び共同管理者による資産計上や負担金の支払い等が円滑に進むよう協力する。なお、補助金対象事業については、その更新工事の進捗状況を毎月、県に報告するものとする。

(ウ) 県及び共同管理者が行う更新への協力

運営権者は、県及び共同管理者が導水トンネル等の劣化度調査や更新等を実施する際には、必要な範囲で協力するものとする。導水トンネル等の工事により工業用水等の供給ができない場合の収入の取扱いは実施契約に定める。

(エ) 補助金の申請

運営権者は、県及び共同管理者が行う補助金の申請手続等について、各種検討や書類作成等の支援を行う。なお、補助金の交付を受けた場合には、補助金の取り扱いについて都度、運営権者と県が協議するものとする。

② 任意事業

任意事業とは、運営事業対象施設を含む敷地において、全ての費用を運営権者自らの負担で行う独立採算の事業のことをいう。

県が本事業で行う民間事業者の募集及び選定において最も高い評価結果を得た応募者（以下「優先交渉権者」という。）を選定するに当たって、応募者は任意事業を提案することができ、事業期間中においても、運営権者は任意事業を提案することができる。

運営権者は、本事業に影響を与えない範囲において、本事業用地（募集要項等に示す県が所有権その他の使用権原又は占有権原を有する土地）及び施設を県から賃貸借等を受け、自らの責任のもと、あらかじめ県と協議した上で任意事業を実施す

ることができる。事業内容は提案によるが、対象となる工業用水道事業の契約率に鑑み、工業用水道の更なる有効活用につながるものであることが望ましい。義務事業の安定経営に影響を与えないようリスク回避措置を十分に講ずるとともに、発生する費用や必要な諸手続、本事業に影響を与えた場合の損害等はすべて運営権者の責によるものとする。

任意事業の実施にあたり、本事業用地及び施設を活用する場合で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産の処分が必要な場合は、県が必要な手続を行い、補助金の返還が必要な場合には、運営権者が相当額を負担するものとする。

（参考）県が行う業務

- ・ 工業用水道事業法に規定する許認可関連
- ・ 管理条例に定める工業用水道料金の設定、ユーザー企業との契約の締結、契約内容の決定等
- ・ 水利権の管理（更新申請など）
- ・ ダム管理者との協議・調整、負担金等の支払
- ・ 共同管理者との協議・調整、負担金等の請求及び支払
- ・ 道路や河川等の公共施設の占用許可申請等
- ・ 県の工業用水道事業会計の管理（運営権者が行う更新にかかる資産計上を含む。）
- ・ 新規需要開拓に関すること（県企業誘致部門の連携等）
- ・ 本事業のモニタリング
- ・ 不可抗力等の緊急時に必要と判断した場合の運営権者への指示、給水の継続・中止・再開の判断、及び本格復旧における国との協議等 など

(3) 事業方式（運営権の設定によるPFI事業）

本事業は、PFI法第16条の規定に基づき、運営権設定対象施設に係る運営権を設定し、運営権設定対象施設に係る運営等を行う公共施設等運営事業とする。なお、運営権設定対象施設が県と共同管理者との共有施設である場合、共同管理者の持ち分部分を含めた施設全体の更新、維持管理等も含むものとする。ただし、八代工業用水道事業の汚泥処理施設には、汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更となることを停止条件とする停止条件付運営権を設定するものとし、当該停止条件が満たされるまでは、運営権者は2.（2）に示される業務の履行義務を負わないものとする。また、運営権は有明工業用水道事業、八代工業用水道事業のそれぞれに設定する。

(4) 事業期間

① 事業期間

事業期間は、実施契約に定める開始条件が充足され、本事業が開始された日（以下「本事業開始日」という。）から、運営権の設定がなされた日（以下「運営権設定日」という。）の20年を経過する日が属する事業年度末（2.（4）②の規定により事業期間が延長された場合は当該延長後の終了日。以下「本事業終了日」という。）までとする。本事業開始日以降に、実施契約が解除され又は終了した場合、本事業終了日を実施契約の解除又は終了日に適宜読み替えて適用する。

現時点において、本事業開始日は令和3年（2021年）4月1日を予定している。また、事業期間の延長がない場合、本事業終了日は令和23年（2041年）3月31日を予定している。なお、事業年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までの1年間を指す。

② 事業期間の延長

事業期間については原則延長を行わない。ただし、不可抗力事象の発生その他事業期間の延長を必要とする事由が生じた場合に限り、県及び運営権者は、事業期間の延長を申し出ることができる。

県と運営権者が協議により合意した場合には、事業期間を延長することができる。

なお、事業期間の延長は1回に限るものではないが、延長する期間は5年を超えることはできない。

③ 運営権の存続期間

運営権は、本事業終了日をもって終了し、運営権は同日をもって消滅する。

④ 事業期間終了時の取扱い

ア 運営事業対象施設の引き渡し

運営権者は、本事業終了日に、運営事業対象施設を県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。

イ 事業終了日において運営権者の更新に伴い残存価値が残る更新投資の取扱い

県は、事業期間終了後、義務事業において事業期間中に運営権者が行った更新投資の残存価値相当額（事業期間中の更新投資に伴う未償却残高）を運営権者に支払うものとする。残存価値相当額は更新実施5箇年計画及び更新計画見直し時において県と確認し、事業期間の最後の5年間の更新実施5箇年計画見直し時において県と最終的に合意する。ただし、残存価値相当額の見直し（5年ごとの県による確認の後の見直し及び県と最終的に合意した後の見直し）は、県の収支に

配慮した上で行わなければならない、見直すことのできる範囲は、運営権者が県に対して合理的な説明を行うことができる範囲内に限定されるものとする。

ウ 任意事業等に係る運営権者が所有する資産等

県は、運営権者が所有する設備・機器や任意事業等に係る資産のうち、必要と認められた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。

本事業の実施のために、運営権者が本事業用地及び施設内に所有する資産（県が買い取る資産を除く。）については、すべて運営権者の責任において処分しなければならない。

本事業用地及び施設については、本事業終了日に（11）に示す公有財産賃貸借契約が解除され又は終了し、運営権者は原則として自らの費用負担により原状に復して県又は県の指定する者に引き渡さなければならない。ただし、県又は県の指定する者が買い取る資産が本事業用地上に存在する場合には、現状有姿で引き渡す。なお、買取の方法等については、実施契約の公表時に示す。

エ 業務の引継ぎ

運営権者は、本事業が円滑に継続されるよう、事業期間内に県又は県の指定する者へ業務の引継ぎを行わなければならない。なお、引継に要する費用については、運営権者の負担とする。

オ 運営権者解散後の構成員の責任分担

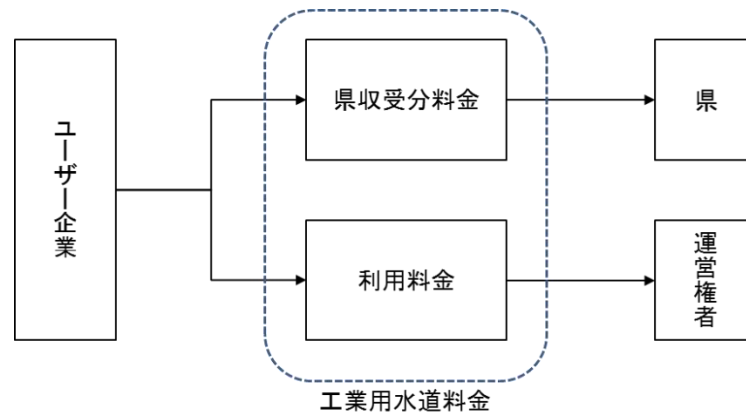
事業期間終了後に運営権者が解散となった場合には、運営権者への出資者のうち代表企業がその責任を継承する。

(5) 本事業における利用料金等

① 利用料金に関する用語の定義

本事業においては、管理条例に基づきユーザー企業が支払う料金を「工業用水道料金」と称する。工業用水道料金の算出方法は、同条例に基づくものとする。

工業用水道料金のうち、運営権者が収受する料金を本事業においては「利用料金」といい、工業用水道料金のうち、県が収受する料金を「県収受分料金」という。



② 利用料金の決定

工業用水道料金は県が設定する。

運営権者の収受する利用料金は、工業用水道料金に、一定の比率（以下「按分率」という。）を乗じたものとし、按分率は有明工業用水道と八代工業用水道の各々について設定する。また、按分率は、事業期間20年間のうち5年間ごとの4期に分けて設定する。ただし、2.（4）②の規定により、事業期間を延長した場合には、その期間の按分率は別途設定するものとする。

有明工業用水道と八代工業用水道における各按分率は、本項（14）に示す運営権対価の条件、及び県が募集要項公表時に示す各期の按分率の上限値に基づいて運営権者が提案した各期の按分率を踏まえ、実施契約締結時に各期の按分率について合意するものとする。

③ 利用料金の構成

運営権者が収受する利用料金を構成する費目は、義務事業に係る費用とし、経済産業省が定める「工業用水道料金算定要領」に準拠し、以下のとおりとする。

- 役務費（運転管理委託費等）
- 動力費
- 薬品費
- 修繕費
- その他、工業用水等の供給に係る費用
- 減価償却費
- 支払利息
- 法人税等
- 配当金
- 一般管理費（経営に係る人件費等を含む。）

④ 利用料金の徴収

運営権者は、利用料金及び県収受分料金をあわせた工業用水道料金をユーザー企業から月次で徴収し、県収受分料金は月次で県に送金するものとする。工業用水道料金の未納者への支払の催促は運営権者が行うが、催促をしても未納が長期にわたって継続する場合は県が督促に協力する。

(6) 按分率の改定

以下に示す状況が生じた場合、按分率を変更する。按分率の変更の具体的方法等の詳細は実施契約で提示する。

① 定期的な見直し

5箇年の事業計画策定時に、実施契約締結時に合意した按分率を基に運営権者の利用料金の構成ごとに、運営権者が提案した按分率に基づいて費用の見直しを行った上で按分率を見直す。なお、運営権者が実施契約締結時に合意した按分率からの変更を求める場合には、県に対してその必要性について合理的な説明を行うものとする。

② 物価変動

①の見直し時期に達する前に、予め定める基準以上に物価水準が変動した場合は、運営権者の利用料金の構成のうち該当する費目について変動分を考慮し、按分率を見直す。なお、物価水準の基準年は事業開始初年度とし、その物価水準の基準を変更した場合には変更した年度を新たな基準年とする。按分率の見直しの基準となる物価水準の変動範囲は、募集要項公表時に提示する。

③ 需要変動

①の見直し時期に達する前に、予め定める基準以上に契約水量が変動した場合は、運営権者の利用料金の構成のうち該当する費目について調整し、按分率を見直す。なお、按分率の見直しの基準となる契約水量の変動範囲は、募集要項公表時に提示する。

なお、契約水量が増加した場合であって、その契約水量の増加が、運営権者による新たな誘致企業によってもたらされたとして運営権者の貢献が認められるものについては、協議により貢献を考慮した見直しを行うものとする。

④ 金利変動

①の見直し時期に達する前に、予め定める基準以上に金利水準が変動した場合は、運営権者の利用料金の構成のうち該当する費目について変動分を考慮し、按分率を

見直す。なお、按分率の見直しの基準となる金利水準の変動範囲は、募集要項公表時に提示する。

⑤ その他

県が工業用水道料金を変更した場合は、運営権者の利用料金が維持されるよう按分率を見直すものとする。

(7) 本事業における費用負担

県は、運営権者が行う施設の更新に要する一部の費用を負担金（以下「更新投資負担金」という。）として支払うものとする。具体的には、八代工業用水道の義務事業に対して県は運営権者に更新投資負担金を支払うことを想定している。

運営権者は、更新の実施に係る更新事業費総額のうち、県が負担する費用の割合（以下「更新投資負担率」という。）を応募時に提案し、実施契約締結時に県と合意するものとする。更新投資負担金は、運営権者が更新工事完了の都度、要求水準書に定められる必要書類を県に提出し、県からの確認を受けた後に確定する当該更新工事に要した費用（以下「更新事業費」という）に、更新投資負担率を乗じて算出するものとする。県は、そのように算出された更新投資負担金を、運営権者から当該更新工事の請求書を受領してから県の規則に定められる期間内に運営権者に支払う。

ただし、予め定める基準以上に物価水準や金利水準が変動した場合には、更新投資負担率を見直す。なお、更新投資負担率の見直しの基準となる物価水準、金利水準の変動範囲は募集要項公表時に提示するものとする。

また、前項（6）に掲げる状況が生じた場合において、県が負担すべき運営権者の費用増額分を按分率の改定のみでは調整しきれない場合には、そのような状況が生じた工業用水道事業における更新投資負担率を見直す場合がある。

(8) 共同管理者からの負担金

県は、施設を共有する共同管理者と締結する協定書等（以下「協定書等」という。）に基づき、共同管理者からの建設負担金及び維持管理負担金を徴収し、当該負担金のうち以下を運営権者に支払うものとする。

① 建設負担金

建設負担金は、四半期毎に運営権者が実施した更新にかかった更新事業費（原則として資産計上される金額に対応）に対して、協定書等に定める負担金の比率に応じて算出するものとし、県は、その金額を、四半期ごとに運営権者に支払う。なお、更新事業費は、その更新を行った四半期の末日までに運営権者が検収した工事であって、その四半期の末日までに運営権者が要求水準書に定められる必要書類を県に

提出した工事に要した金額とする。

また、1事業年度の建設負担金に、当該年度の更新実施計画単年度計画から1.5%以上の金額の増減が発生した場合には、そのような状況が生じた工業用水道事業における建設負担金を見直す。

② 維持管理負担金

維持管理負担金は、共同施設の維持管理に要する費用を対象に、実施契約締結時の20年間の総額を20年間の計画水量で除して算定した単価に給水量を乗じて算出する。県はその金額を四半期ごとに運営権者に支払う。また、維持管理負担金は、基準年（事業開始当初は初年度、見直し時は見直した年度）から5%以上の費用の増減が発生した場合には、そのような状況が生じた工業用水道事業における維持管理負担金を見直す。

③ 運営権者経費

運営権者経費は、募集要項公表時に県が示した更新計画の建設負担金と運営権者が提案時に提示した更新計画に基づく建設負担金との差額に50%を乗じて、事業期間である20年で除した金額とし、県はその金額を事業開始から事業終了までの毎年度、翌年度の5月末までに運営権者に支払う。

(9) 工業用水道料金の減免

管理条例に基づき、工業用水の供給ができない場合の料金の減免の判断は、県が行う。料金を減免する場合の減収分の取り扱いは、実施契約で提示する。

(10) 費用負担

運営権者は、義務事業の実施に必要な費用のうち、(7)に定める更新投資負担金及び管路修繕費を除き全て負担するものとし、負担予定額等の詳細は、運営権者選定時の提案に基づき県と運営権者の協議のうえ、実施契約において定める。

県は、(7)に定める更新投資負担金及び管路修繕費のほか、既存債務の元利償還、他団体に支払う各種負担金や分担金等、運営権者が行う義務事業によらない費用を負担する。

なお、不可抗力や異常事象発生時は、Ⅲ及び別紙2のリスク分担表に示す考え方に基づき費用を負担するものとし、その詳細は実施契約に定めるものとする。

(11) 運営権者が取得する権利等

① 運営権者が取得する主な権利・資産等

ア 本事業に係る公共施設等運営権

イ 任意事業における公有財産賃貸借契約による本事業用地及び施設等の使用权

② 県が引き続き保持する主な権利等

ア 河川法関連

- (ア) 第 23 条における流水の占用許可
- (イ) 第 24 条における土地の占用許可
- (ウ) 第 26 条における工作物の新築等の許可

イ 特定多目的ダム法関連

- (ア) 第 15 条におけるダム使用权

ウ その他

- (ア) 事業用地の借地権等

(12) 有資格者の選任・届出

運営権者は、自らの費用と責任で、電気主任技術者等、要求水準書に規定する法定資格者を配置するものとする。

(13) 県の職員の派遣の可否及び業務遂行に際しての協力

県は運営権者に対して職員の派遣を行わない予定である。

運営権者は、自らが有するノウハウや創意工夫を最大限発揮し、本事業を遂行するものとする。なお、事業立ち上げ時（運営権設定から運営事業開始後概ね1年間終了まで）においては、県も協力する。

運営権者は、各種申請・届出及び手続等において県の協力が必要な場合は、基本協定締結後に事前に県と協議するものとし、県は、これらの業務に可能な範囲で協力する。

(14) 運営権対価

本事業に係る運営権の設定に対する対価（以下「運営権対価」という）は0円とする。

3. 特定事業の選定方法に関する事項

(1) 特定事業の選定に当たっての考え方

県は、P F I 法、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針及び公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドラインなどを参考に、県が自ら実施する場合と比較して、運営権者が実施することにより効率的かつ効果的に事業が実施される場合に、P F I 法第7条に基づき、本事業を特定事業に選定する。

(2) 特定事業の選定結果の公表

県は、本事業を特定事業として選定した場合は、その旨を、その評価の内容と併せて、県のホームページにおいて速やかに公表する。

なお、本事業の客観的な評価の結果に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合も同様に公表する。

II. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 募集及び選定方法

本事業は、民間事業者が有するノウハウ・創意工夫を総合的に評価して選定することが必要であることから、本事業の優先交渉権者の選定は、競争性の担保及び透明性・公平性の確保に十分留意した上で公募型プロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により行う。

2. 募集及び選定スケジュール

選定に当たっての手順及びスケジュールは次を予定している。

時期	内容
令和元年（2019年） 10月8日	実施方針等の公表
令和元年（2019年） 10月10日	実施方針等に関する説明会及び現地見学会（上の原浄水場）
令和元年（2019年） 10月11日	現地見学会（白島浄水場）
令和元年（2019年） 10月17日	実施方針等に関する質問又は意見の締切り
令和元年（2019年） 11月8日	実施方針等に関する質問又は意見に対する回答の公表
令和元年（2019年） 11月下旬	特定事業の選定
令和元年（2019年） 12月上旬	募集要項等の公表
令和元年（2019年） 12月中旬	募集要項等に関する質問又は意見の締切（資格審査関連）
令和元年（2019年） 12月下旬	募集要項等に関する質問又は意見に対する回答の公表（資格審査関連）
令和元年（2019年） 12月下旬	募集要項等に関する質問又は意見の締切（資格審査関連以外）
令和2年（2020年） 1月下旬	募集要項等に関する質問又は意見に対する回答の公表（資格審査関連以外）
令和2年（2020年） 2月上旬	参加表明書及び参加資格確認書類の受付

時期	内容
令和2年(2020年) 2月中旬	参加資格確認結果の通知
令和2年(2020年) 2月下旬～4月下旬	競争的対話の実施(現地調査を含む。)
令和2年(2020年) 6月初旬	提案書の提出期限
令和2年(2020年) 7月	優先交渉権者の選定
令和2年(2020年) 9月	基本協定の締結
令和2年(2020年) 10月	運営権設定、実施契約の締結及び公表
～令和2年度 (2020年度中)	運営準備(事業開始に伴う手続、業務引継ぎ等)
令和3年(2021年) 4月	運営事業開始
令和23年(2041年) 3月	運営事業終了

3. 応募者の参加資格要件

(1) 応募者の構成

- ① 本プロポーザルに応募できる者は、I. 2(2)に掲げる業務を実施する予定の単独の民間事業者(以下「応募企業」という。)又は複数の民間事業者によって構成されるグループ(以下「コンソーシアム」という。)のいずれかとする。
- ② コンソーシアムにより応募する場合は、構成する民間事業者(以下「コンソーシアム構成員」という。)の名称、本店の所在地及び本事業等の遂行上果たす役割等を明らかにするものとする。
- ③ コンソーシアムにおいては、コンソーシアム構成員から代表となる企業(以下「代表企業」という。)を定め、当該代表企業が応募手続を行うものとする。
- ④ 応募企業又はコンソーシアム構成員(以下「応募者」という。)は、本事業に係る特別目的会社の議決権株式(Ⅲ. 3(2)に定める議決権付株式をいう。以下同じ。)の全てを保有するものとする。
- ⑤ 参加表明書の提出以降、応募企業、代表企業及びコンソーシアム構成員の追加・変更は認めない。ただし、代表企業以外のコンソーシアム構成員を変更せざるを得ないやむを得ない事情が生じた場合で、県が変更を認めた場合はこの限りではない。

なお、応募者がⅡ. 3 (1) から (3) までの参加資格要件を満たさなくなった場合、県に速やかに通知しなければならない。

- ⑥ 参加表明書の提出以降、応募者は、同時に他の応募者となることはできないものとする。

(2) 応募者に共通の参加資格

応募者は、以下の各号の要件全てを満たしていなければならないものとする。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ② P F I 法第 9 条各号に該当しない者であること。
- ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続の開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続の開始の申立てがなされていない者であること。
- ④ 法人税、消費税、法人事業税、法人都道府県民税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- ⑤ 参加表明書の提出期限から優先交渉権者の選定の時までの期間に、熊本県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱又は熊本県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱に基づく資格停止を受けていない者であること。
- ⑥ 応募者は、県が発注した本事業のアドバイザー業務である「熊本県有明・八代工業用水道運営事業に係るアドバイザー業務」の受託者及びその協力会社である、株式会社日本総合研究所、株式会社 N J S、アンダーソン・毛利・友常法律事務所並びにこれらの者と資本又は人事等において一定の関連のある者（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号又は第 4 号に規定する親会社・子会社の関係がある場合をいう。以下同じ。）でないこと。
- ⑦ 応募者は、Ⅱ. 4 (1) に示す「熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会」の委員が属する企業又は当該企業と資本若しくは人事等において一定の関係のある者でないこと。
- ⑧ 上記⑥及び⑦に定める者を本事業の応募に関連するアドバイザーに起用していないこと。

(3) 応募者に求められる要件

応募者のうちいずれかの者は、以下に示す実績を有することを要する。なお、以下の①から③のすべての実績を同一の者が有することを求めるものではない。ただし、以下の①から③の資格を有する応募者は、本事業の運営権者に対して議決権付株式の出資を引き受け、それらの応募者の議決権保有割合の合計が 50%以上となっていないなければならない。

① 水道分野の設計・施工実績

- ・ 公称能力日量 5,000 トン以上の能力を有する上水道又は工業用水道施設において、施設の設計・施工（更新を含む。）を担った実績。
- ・ 前項の実績は、設計・施工一体型の建設工事の元請けを担った実績又は施設の設計・施工（更新を含む。）を伴う上水道事業又は工業用水道事業を自ら実施した実績若しくは実施した者に議決権付最大出資した実績に限る。なお、建設共同企業体で請負った建設工事においては自らが代表企業であること。

② 水道分野の運営実績

- ・ 公称能力日量 5,000 トン以上の能力を有する上水道又は工業用水道施設において、施設の運転管理・保全管理を担った実績。
- ・ 前項の実績は、上水道事業又は工業用水道事業において運転管理・保全管理を自ら実施した実績又は実施した者に議決権付最大出資した実績に限る。

③ 事業マネジメントの実績

- ・ P F I 事業（特別目的会社を設立して実施したDBO事業も含む。）で代表企業（最大議決権付出資者）として事業マネジメントを実施した実績。事業マネジメントとは、各種計画立案、調達、資産管理、経営管理等の業務を総合的に実施したものをいう。

(4) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の提出期限日とする。

なお、参加資格確認基準日の翌日から県による優先交渉権者の選定日までの間に、応募者が参加資格を満たさなくなったと認められる場合は、県はその時点で当該応募者を審査の対象としない。

4. 審査及び選定手続

(1) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会（仮称）の設置

優先交渉権者及び次点以降の交渉権者の決定にあたり、県は、P F I 法第 11 条に規定する客観的な評価を行うために、以下の有識者等からなる「熊本県有明・八代工業用水道運営事業審査会」（以下「審査会」という。）を設置する。

なお、審査会は非公開とし、応募者が、優先交渉権者等の決定までに審査会の委員に対し、本事業に関連した接触を行った場合は失格とする。

（委員名簿）

氏名	所属・役職等
池上 恭子	熊本学園大学 商学部 教授
石井 晴夫	東洋大学 大学院経営学研究科 客員教授
川越 保徳	熊本大学 くまもと水循環・減災研究教育センター 教授
渡辺 亮一	福岡大学 工学部 社会デザイン工学科 教授
三輪 孝之	熊本県 商工観光労働部 新産業振興局長

(2) 実施方針等に関する手続

① 守秘義務対象資料の配付

守秘義務対象資料の配付を求める者は、守秘義務対象開示資料提供申込書（様式 1）を提出すること。

② 実施方針等に関する説明会及び現地見学会

実施方針等を公表した事実を周知するとともに、本事業に対する民間事業者の参入促進のため、実施方針等に関する説明会及び現地見学会を開催する。

③ 実施方針等に関する質問又は意見の受付及び回答の公表

ア 受付期間

令和元年（2019年）10月8日（火）から令和元年（2019年）10月17日（木）午後5時（必着）まで

イ 提出方法

実施方針等に関する質問又は意見がある者は、その内容を簡潔にまとめ、質問・意見書（様式 2）にそれぞれ記入し、質問・意見書を添付ファイルとし、電子メールにより送信（送信後には電話で着信を確認）すること。

ウ 提出先

熊本県企業局総務経営課

住 所 : 熊本市中央区水前寺6丁目18-1

電話番号 : 096-333-2597

電子メールアドレス : ksomukeiei@pref.kumamoto.lg.jp

エ 回答方法

県は、質問・意見及びその回答を令和元年（2019年）11月8日までに以下のURLの県のホームページで公開する（質問・意見は、質問・意見者名を伏せた上で要旨で掲載する予定だが、その内容は基本的に公開されるため、その点を承知した上で質問・意見を行うこと。）。

（回答内容を掲載した県のホームページのURL）

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_29320.html

なお、以下「県のホームページ」とある場合は、このURLを指す。

(3) 実施方針等の公表以降における手続

実施方針等の公表以降における手続は、以下のとおりを予定している。

① 実施方針の変更

実施方針等は、(2)の運営権者からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までにその内容を見直し、変更することがある。なお、変更を行った場合には、県のホームページにおいて速やかに公表する。

② 募集要項等の公表及び募集要項等に関する説明会

募集要項等は、県のホームページで公表するとともに、その内容に係る説明会を開催する。なお、説明会の開催日時、開催場所等については、県のホームページで案内する。

③ 募集要項等に関する質問受付、回答の公表

募集要項等については、公表後の一定期間内に質問を受け付け、その要旨及び回答を県のホームページで公表する。

なお、質問の提出及び回答方法については、募集要項等で示す。

④ 参加表明書の受付

応募者は、募集要項等で定めるところにより参加表明書に必要な書類を提出し、事前に県の資格確認を得なければならないものとする。

なお、参加表明書に関する詳細な手続及び様式は、募集要項等で示す。

⑤ 現地調査

参加資格確認審査の通過者を対象に、現地調査の機会を設ける。なお、現地調査の開催日時等の詳細は、参加資格確認結果とともに個別に通知する。

⑥ 競争的対話

県は、参加資格確認後から提案書の提出までの間に、参加資格確認の結果として参加資格を有することを確認できた応募企業又はコンソーシアムと競争的対話（内閣府の「公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン」中、3の（3）「競争的対話方式」のことをいう。）を行い、その結果を踏まえ、実施契約、要求水準書等の調整を行う。

競争的対話は、複数回実施することを予定しており、実施方法等の詳細については、募集要項において示す。

⑦ 提案書の提出及び審査等

参加資格審査の通過者は、優先交渉権者選定のための提案審査に必要な書類（以下「提案書」という。）を募集要項の定めるところにより、県に提出することができる。

なお、県は、提案書を提出した者を対象に、審査会を通じて提案内容のプレゼンテーション及び提案書に対するヒアリングを行う。県は、審査会の提案書の評価結果を基に最も評価点の高い者を優先交渉権者として選定し、その旨を通知する。この場合において、県は、優先交渉権者を除く者で評価点の高い者から順に交渉権の優先順位を付け、優先交渉権者が辞退・失格した場合における交渉権者として、順位及びその旨を通知するものとする。

⑧ 優先交渉権者を選定しない場合

運営権者の募集及び選定に関する一連の手続において、応募がない、又はいずれの応募者も本事業の目的の達成が見込めない等の理由により、県が本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断した場合には、県は、優先交渉権者を選定せず、募集手続の執行を中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

⑨ 募集手続の中止等

県は、公正に募集手続を執行できないと認められる場合、あるいは競争性が確保できないと認められる場合には、募集手続の執行を延期又は中止するとともに、特定事業の選定を取り消すことがある。

この場合、県は、速やかにその旨を県のホームページにおいて公表する。なお、この場合であっても応募の準備に要した費用は各応募者の負担とする。

(4) 優先交渉権者選定後の手続

① 基本協定の締結

県と優先交渉権者は、実施契約の締結に先立って、本事業の円滑な遂行を果たすための基本的義務に関する事項、優先交渉権者の本事業における役割に関する事項、特別目的会社の設立に関する事項、運営権の設定に関する事項等を規定した基本協定を締結する。

なお、基本協定の締結により、優先交渉権者をPFI法第8条第1項に基づく本事業の選定事業者として決定する。ただし、優先交渉権者との協議の結果、基本協定の締結に至らなかった場合は、提案審査における評価点が高い順に基本協定の協議を行う。

② 特別目的会社の設立等

基本協定を締結した選定事業者は、実施契約の締結前までに、特別目的会社を熊本県内に設立しなければならないものとする。

③ 運営権の設定

県は、PFI法第19条に定めるところにより、運営権設定の議決を経て運営権を設定する。

④ 実施契約等の締結

県と運営権者は、PFI法第22条第1項に基づく本事業に関する事項を包括的かつ詳細に規定した実施契約を締結する。県は、本事業の実施に当たり、PFI法第19条第4項に基づく議決のほか、必要となる法令上の手続を遅滞なく行うものとする。

また、県と運営権者は、実施契約のほか、必要な契約を締結するものとする。

⑤ 供給規程変更の届出

県は、工業用水道事業法に定めるところにより、供給規程の変更の届出を行う。なお、運営事業期間においても、県は工業用水道事業法に定める工業用水道事業者として必要な許認可の維持等を行うものとする。

⑥ 運営事業の開始

運営権者は、P F I 法第 21 条に基づき、運営事業を開始しなければならない。運営事業の開始は、令和 3 年度（2021 年度）を予定している。

5. 提出書類の取扱い

(1) 著作権

提出書類の著作権は、原則として応募者に帰属する。ただし、県は、広報活動等に必要範囲において、無償で使用できるものとする。

なお、選定事業者の提出書類の著作権は、実施契約の締結により県に使用許諾が付与されるものとする。

(2) 特許権等

応募者が提出書類において、第三者が有する特許権等の権利を使用したことによって生じる責任は、応募者が負うものとする。

(3) その他

提出書類は返却しない。

優先交渉権者選定後、優先交渉権者とならなかった応募者の提出書類について、県は、情報公開が必要な範囲においてその一部を公開する場合がある。

III. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的な考え方

本事業に係るリスクは、その自主性と創意工夫が発揮されるように、実施契約等に特段の定めのない限り、運営権者が負うものとする。

現時点で想定しているリスクとその概略は、別紙2のリスク分担表のとおりとし、本事業に特徴的な項目について以下に説明を付す。

なお、個別のリスクにおける具体的な分担内容については以下に記載する内容を基本とし、実施契約に詳細を規定する。

(1) 不可抗力

不可抗力とは、①地震、洪水、地滑りその他の自然災害、②豪雨、暴風、寒波その他の異常気象であって運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、又は③騒擾、騒乱、暴動、その他の人為的災害に係る事象（要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、県及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由（経験ある工業用水道事業者及び運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に取ることができないような一切の事由）をいう。

運営権者は、不可抗力事象が発生した時においても工業用水等の供給が継続できるよう、運営権者の責任と費用負担の下でBCPに基づき適切な初動（施設の被災状況の確認、施設の被災を防止又は軽減するための措置や給水継続のための緊急的な仮復旧）を行うものとする。その際、県、ユーザー企業、共同管理者と緊密に連携するものとするが、緊急を要する場合等にあっては、自らの判断に基づき初動を行うものとする。

施設が被災し本格復旧が必要な場合は、県と協議し実施するものとし、本格復旧に要する費用は、運営権者に故意又は重過失がある場合を除き、県が負担する（ただし、運営権者が付保する保険によりてん補された部分を除く。）。

(2) 法令・税制改正

工業用水道法及びPFI法をはじめとする工業用水道事業及び本事業等に直接関係する税制・法令・通知等の改正により、運営権者に追加費用が発生した場合において、運営権者により追加費用発生の防止手段を講じることが合理的に期待できなかつたと県が認める場合は、按分率を変更することで県がその追加費用を負担する。ただし、県が負担すべき当該追加費用が、按分率を100%とした場合に運営権者の収受できる利用料金を超える場合、当該追加費用の支払方法及び支払時期については、県と運営権者で協議の上、決定する。

(3) 第三者損害（施設・設備系の損傷・瑕疵に起因するものを除く。）

① 要求水準に従って業務を履行しても通常避けることのできない第三者損害

騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等により、要求水準に従って業務を履行しても通常避けることのできない第三者損害の費用は県が負担する。このような事象が発生した場合、当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により、運営権者の給水責任が免責される。ただし、これに伴う運営権者の収入補償は、県は行わないものとする。

② 県の責に帰すべき事由により生じた第三者損害

県の責に帰すべき事由により生じた第三者損害の費用は県が負担する。

③ 運営権者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害

工業用水道の供給義務に違反した場合等、運営権者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害の費用は運営権者が負担することを原則とする。

(4) ユーザー・議会リスク

本事業の実施事実起因する訴訟、反対運動等により発生した追加費用は県の負担とする。このような事象が発生した場合において、当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により、運営権者の給水責任は免責となる。

(5) 収入変動（水の需要量の変動）

運営権者は、事業開始から5年ごとに行われる事業計画の見直しのために、次期5箇年の始まる2年前までに、最新の需要を反映した事業計画を作成し、その事業計画を県に提出する。県と運営権者は当該事業計画をもとに協議を行い、料金按分方法（率、額等）、共同管理者の負担金及び必要な場合は県による更新投資負担率を見直すものとする。

5年の期間内における、一定の範囲内の水の需要量の減量は運営権者が負担する。ただし、著しい需要の減少が生じた場合、一定を超える減量分について県がリスクを負担する。

(6) 不可抗力に起因しない水量・水質変動

① 新たな水源開発を必要とする原水の恒常的不足

実施契約締結時には想定されていなかった、不可抗力に起因しない新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足に対応するための費用は県の負担とする。このような事象が発生した場合において、当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により、運営権者の給水責任は免責となる。

② 一時的な水量の不足

不可抗力に起因しない一時的な水量不足であって、かかる水量不足が運営権者の合理的な経営努力をもってしても避けることのできない場合に、当該水量不足に伴い発生した追加費用は県の負担とする。なお、このような事象が発生した場合において、当該事象が解決されるまでの間は、県の判断により、運営権者の給水責任は免責となる。

③ 水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化

不可抗力に起因せず、水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化に伴い生じた追加費用は、県が負担する。なお、県の判断により、運営権者の給水責任は免責となる。

④ 一時的な原水水質の変化

大雨等による濁度の上昇等の不可抗力に起因しない一時的な原水水質の変化により生じた追加費用は運営権者が負担する。

(7) 物価変動

運営権者は、事業開始から5年ごとに行われる事業計画の見直しのために、次期5箇年の始まる2年前までに最新の物価を反映した事業計画を作成し、その事業計画を県に提出する。県と運営権者は当該事業計画をもとに協議を行い、料金按分方法（率、額等）、共同管理者の維持管理負担金を見直すものとする。なお、運営権者は最新の物価状況に関する客観的な根拠（日本銀行による物価指数等）を提示するものとし、客観的な根拠がない場合は当該物価上昇による変更分を認めないものとする。

5年の期間内における、一定の範囲内の物価変動リスクは運営権者が負担する（物価変動による運営権者の利用料金と維持管理負担金は見直しをしない）。ただし、著しい物価の変動が生じた場合については、客観的な指標を用いて、一定以上変動分について利用料金と維持管理負担金を見直す。

(8) 施設の瑕疵

運営権者は、本事業開始から2年の間に、運営権設定対象施設において、物理的な瑕疵が発見された場合は、県と協議することができるものとし、原則として当該瑕疵に起因する増加費用は県が負担するものとする。具体的には、運営権者は、当該瑕疵に対する修補を行い、県に対して、相当の期間を定めて、運営権者による当該瑕疵の修補に要する金額を請求するとともに、当該瑕疵により生じた損害の賠償を請求することができるものとする（なお、募集要項等県が運営権者に開示した情報の瑕疵（情報と現況の不一致等）については、県は責任を負担しない）。その詳細は実施契約に定めるものとする。

る。また、運営事業対象施設のうちトンネル及び管路については、事業期間中に物理的な瑕疵が発見された場合、運営権者は県と協議することができるものとし、原則として当該瑕疵に起因する増加費用は県が負担するものとする。

本事業終了後2年以内に、物理的な瑕疵及び事業期間中の維持管理や更新に関連して整備された情報に瑕疵が発見された場合には、県は運営権者と協議できるものとし、原則として当該瑕疵に起因する増加費用は運営権者が負担するものとする。ただし、運営権事業終了後2年以内に耐用年数を迎える設備は、運営権者との協議の対象外とし、運営権者は当該瑕疵に起因する増加費用を負担しない。

2. 運営権者の責任の履行確保に関する事項

運営権者は、実施契約等に定められた業務を適正かつ確実に履行し、要求水準を達成しているか否かを自ら確認すること（セルフモニタリング）。具体的には募集要項等の公表時に、モニタリング基本計画書で示す。

セルフモニタリングでは、PFI法第28条に基づく県に対する定期的（月次、四半期、年次）及び随時の報告のほか、必要に応じて県の実地調査等に対応するものとする。

県は、運営権者によるセルフモニタリングの結果を確認する。要求水準が達成されていないことが判明した場合、又は達成されない恐れがあると県が合理的に判断した場合、県は、運営権者に対して改善措置を求めるものとする。

あわせて、運営権者の財務状況のモニタリングを実施する。運営権者の経営状況の悪化が認められる場合には、運営権者は県に対し、経営状況の悪化理由と改善策について説明するものとする。

(1) 運営権者によるセルフモニタリング

運営権者は、本事業の実施に関し、要求水準書に定める基準に基づく業務の遂行状況についてセルフモニタリングを行い、その結果を適切に保存するものとする。

運営権者は、セルフモニタリングの結果について、県の求めに応じて随時、報告書を作成して提出するものとする。

その他、セルフモニタリングの詳細については、募集要項等において示す。

(2) 県によるモニタリング

県は、運営権者が実施契約に定められた業務を確実に遂行し要求水準を充足する運営を行っているか確認するために業務の監視・確認を行う。

モニタリングの結果、運営等の成果が要求水準及び実施契約に定めた条件に適合しないと判断される場合には、県は業務内容に対する改善指示等を行うことができるものとし、運営権者は必要な改善措置を講じるものとする。

その他、要求水準未達の場合の措置等については、実施契約等において示す。

(3) 要求水準違反違約金

県は、運営権者による本事業の実施において、要求水準を充足していないと判断される事象が発生した場合、モニタリング基本計画書の規定に従い、運営権者に対して要求水準違反違約金の支払いを求めることができるものとする。その詳細は募集要項等の公表時に示す。

3. 運営権者の権利義務等に関する制限及び手続

(1) 運営権等の処分

運営権者は、県の書面による事前の承諾を得ることなく、運営権、実施契約上の地位及び本事業について県との間で締結した一切の契約上の地位、並びにこれらの契約に基づく権利及び義務について、譲渡、抵当権設定その他の担保提供（以下「処分」という。）を行ってはならない。

県は、運営権者から全部又は一部の運営権の譲渡の申請があった場合、P F I 法第 26 条第 3 項に定める基準に従い、譲渡の是非を判断するとともに、当該譲渡後においても運営権の存続期間満了まで本事業を安定的に実施継続可能であると認めたとときに限り、P F I 法第 26 条第 2 項に基づく許可を行うものとする。

県は、運営権者に対して融資を行う融資機関のために、各運営権に抵当権を設定する旨の申請があった場合、当該融資及び抵当権設定に関する契約書の写しが県に提出され、かつ、当該融資機関との間で下記 VI. 8 記載の直接協定が締結された場合には、合理的な理由なく抵当権の設定を拒否しないものとする。

(2) 株式の新規発行及び処分

運営権者は、議決権付株式を発行することができる。なお、議決権付株式に係る新株予約権は議決権付株式とみなす。また、運営権者は無議決権株式を発行することもできる。

運営権者は、議決権付株式を発行する場合、基本協定書によりあらかじめ認められたものを除き、事前に県の承認を得るものとする。また、議決権付株式を保有する者（以下「議決権付株主」という。）が、自ら保有する議決権付株式を、他の議決権付株主又は第三者に対して処分を行おうとするときは、事前に県の承認を得るものとする。なお、無議決権株式を保有する者による無議決権株式の処分については県の事前承認は不要とする。

IV. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 事業対象地

要求水準書（素案）のとおりとする。

2. 対象施設

要求水準書（素案）のとおりとする。

V. 契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

1. 実施契約に定めようとする事項

実施契約に定める主な事項は以下の事項とすることを想定している。

- ① 総則
- ② 義務事業の承継等その他準備
- ③ 公共施設等運営権
- ④ 本事業
- ⑤ その他の事業実施条件
- ⑥ 計画及び報告
- ⑦ 更新業務
- ⑧ 利用料金の設定及び收受等
- ⑨ リスク分担
- ⑩ 適正な業務の確保
- ⑪ 誓約事項
- ⑫ 契約の期間及び期間満了に伴う措置
- ⑬ 契約の解除又は終了及び解除又は終了に伴う措置
- ⑭ 知的財産権
- ⑮ その他

2. 疑義が生じた場合の措置

実施契約に規定のない事項について定める必要が生じた場合、又は実施契約の解釈について疑義が生じた場合には、その都度、県と運営権者は誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

協議の方法等については、実施契約において定める。

3. 準拠法及び管轄裁判所の指定

実施契約は日本国の法令に従い解釈されるものとし、実施契約に関連して発生した全ての紛争については、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

VI. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに実施契約の定めにより、次の措置をとるものとする。ただし、いずれの場合においても、事業者は、実施契約の定めるところにより、県又は県の指定する第三者に対する引継ぎが完了するまでの間、自らの責任で本事業を継続するものとする。

なお、本事業は、運営権設定対象施設を含む運営事業対象施設全ての統括マネジメント業務を一体で行うものであり、一部の施設を対象とした部分解除を行うことは考えていない。

1. 運営権者帰責による解除

(1) 運営権者帰責事由

- 運営権者が実施契約上の義務に違反する等実施契約に定める一定の事由が生じたときは、県は当該事由に応じ、催告をして一定の治癒期間を設けた上で、実施契約を解除することができる。
- 運営権者の倒産、財務状況の著しい悪化、その他運営権者の責めに帰すべき事由により、本事業の継続が困難と合理的に判断される場合は、県は実施契約を解除することができる。

(2) 解除措置

- 県は運営権を取り消すか、又は、運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。
- 運営権者は、県に対し、実施契約に定める損害賠償と契約解除違約金を支払う。また、県の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、運営権者の支払額からこれを控除する。

2. 県帰責による解除

(1) 県帰責事由

① 県の任意解除

公益上やむを得ない必要が生じたときは、運営権者に対し、6か月以上前に通知することにより実施契約を解除することができる。

② 県の債務不履行

運営権者は、県の責めに帰すべき事由により、一定期間、県が実施契約上の重大な義務（按分率の見直し等のリスク負担に関する事項を含む。）を履行しない場合、又は、実施契約の履行が不能となった場合は、実施契約を解除することができる。

③ 所有権の消滅

県の責めに帰すべき事由により、県が運営権設定対象施設の所有権を有しなくなったときは、当該事業について実施契約は当然に解除されるものとする。

(2) 解除措置

- 県の任意解除の場合、県は運営権を取り消すか、又は、運営権者は、県との協議の結果に従い運営権を放棄する。このような場合においては、県は運営権者に対し、実施契約に定める損害賠償及び契約解除違約金を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。
- 県の債務不履行による解除の場合、県は運営権を取り消すか、又は、運営権者は、県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。このような場合においては、県は、運営権者に対し実施契約に定める損害賠償及び契約解除違約金を支払う。
- 所有権の消滅による解除の場合、運営権は自動的に消滅する。この場合においては、県は、運営権者に対し実施契約に定める損害賠償及び契約解除違約金を支払う。また、運営権者の責めに帰すべき事由により生じた損害がある場合は、県の支払額からこれを控除する。

3. 不可抗力の場合

(1) 解除又は終了事由

- III. 1(1)に定義される不可抗力の事象が発生した場合において、県と運営権者間の復旧対応に関する協議が成立しない等事業継続困難と判断したときや、契約履行のために多大な費用を要するときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 運営権者は県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。
- 運営権者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む合理的な範囲の費用のみを負担し、運営権者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

4. ユーザー・議会リスクの場合

(1) 解除又は終了事由

- 本事業の実施事実起因する訴訟、反対運動等により事業実施が困難になった場合において、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 運営権者は県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。
- 運営権者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む合理的な範囲の費用のみを負担し、運営権者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

5. 不可抗力に起因しない水量の変動

(1) 解除又は終了事由

- 実施契約締結時には想定されていなかった、不可抗力に起因しない新たな水源開発を必要とする原水の恒常的な不足により、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県及び運営権者は実施契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 運営権者は県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。
- 運営権者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む合理的な範囲の費用のみを負担し、運営権者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

6. 不可抗力に起因しない水質の変動

(1) 解除又は終了事由

- 不可抗力に起因せず、水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化により、事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 運営権者は県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。
- 運営権者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む合理的な範囲の費用のみを負担し、運営権者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

7. 汚泥処分リスクの場合

(1) 解除又は終了事由

- 不可抗力を起因とせず、水処理方式又は汚泥処理方式の変更が必要なほどの原水の量・質の変化による汚泥の量・質の恒常的な変化に伴う処分費用の増加により、

事業継続困難と判断したとき、又は契約履行のため多大な費用を要するときは、県又は運営権者は実施契約を解除することができる。

(2) 解除又は終了措置

- 運営権者は県との協議の結果に従い、運営権を放棄する。
- 運営権者は県の損失補償は行わないものとし、また、県は、ブレイクファンディングコストその他の金融費用を含む合理的な範囲の費用のみを負担し、運営権者の損失補償や収入補償は行わないものとする。

8. 金融機関又は融資団と県の協議

県は、本事業の安定的な継続を図るために必要と認めた場合には、一定の事項について、運営権者に融資を行う金融機関又は融資団と協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

VII. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、業務遂行に重大な影響を及ぼす新たな法令上の義務、又は税制上の負担が生じる場合、実施契約の定めにより、県と運営権者で協議を行うものとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

運営権者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、県はこれらの支援を運営権者が受けることができるように可能な範囲で協力する。

3. その他の協力に関する事項

県は、運営権者が本事業を実施するにあたり必要な許認可等について、必要に応じて運営権者に協力するものとする。

VIII. その他特定事業の実施に関し必要な事項

1. 使用言語、通貨

使用する言語は日本語、通貨は円に限る。

2. 応募に伴う費用の負担

本事業の応募に伴う費用は、いかなる場合であっても、応募者の負担とする。

3. 情報提供

本事業に関する情報提供は、県のホームページを通じて適宜行う。

別紙1 運営権設定対象施設等

有明工業用水道事業

施設	分岐	所有者	管理者	運営権設定対象	運営権者の業務範囲	
					更新	維持管理
0白石堰		玉野平野土地改良区・ 県等4団体	玉野平野土地改良区	対象外		
1白石堰取水口		県等4団体	県	県持ち分	○	○
①取水トンネル		県等4団体	県	県持ち分		○
2沈砂池		県等4団体	県	県持ち分	○	○
②導水トンネル		県等4団体	県	県持ち分		○
3導水ポンプ場		県等4団体	県	県持ち分	○	○
③導水管		県等4団体	県	県持ち分		○
4上の原浄水場		県等4団体	県	県持ち分	○	○
④送水管		県等4団体	県	県持ち分		○
5接合井		県等4団体	県	県持ち分		○
⑤配水トンネル		県等4団体	県	県持ち分		○
6金山分水場	大牟田・荒尾 上水・福岡県 工水	県等4団体	県	県持ち分	○	○
⑥配水本管・支管		県	県	施設全体		○
有明工水ユーザー						

八代工業用水道事業

施設	分岐	所有者	管理者	運営権設定対象	運営権者の業務範囲	
					更新	維持管理
1新遙拌堰		八代平野土地改良区等	遥頭首工管理協議会	対象外		
		八代平野土地改良区等	遥頭首工管理協議会	対象外		
2取水口ゲート		八代平野土地改良区等	遥頭首工管理協議会	対象外		
		八代平野土地改良区等	遥頭首工管理協議会	対象外		
①北岸導水路		八代平野土地改良区等	北岸導水路管理協議会	対象外		
		八代平野土地改良区等	北岸導水路管理協議会	対象外		
3沈砂池	農水	八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
		八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
②太田用水路	日本製紙	八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
		八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
4興人第1ゲート		八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
		八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
③松高用水路	農水 KJケミカルズ	八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
		八代平野土地改良区等	八代平野土地改良区	対象外		
5萩原接合井		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
④導水管路		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
6白島浄水場		県、上天草・宇城水道 企業団	県	県持ち分	○	○
	うち、汚泥処理施設	県、上天草・宇城水道 企業団	上天草・宇城水道企業 団	県持ち分	※	※
⑤配水本管・支管		県	県	施設全体		○
		県	県	施設全体		○
八代工水ユーザー						

※汚泥処理施設の管理区分が企業団から県に変更された場合は、当該施設の更新及び維持管理を運営権者の業務範囲とすることを想定している。ただし、I.2(1)②に記載されているとおり、具体的な運営権者の業務範囲とその業務範囲の変更に伴う費用は協議により見直す。

別紙2 リスク分担表

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担を負う者

△：リスクが顕在化した場合の負担が、主負担者に比べて少ない又は限定的に負担を負う者

1. 共通

リスク項目			官	民	備考
大分類	中分類	小分類			
異常事象	不可抗力		○		<ul style="list-style-type: none"> 「不可抗力」とは、①地震、洪水、地滑りその他の自然災害、②豪雨、暴風、寒波その他の異常気象であって運営権設定対象施設の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、又は③騒擾、騒乱、暴動、その他の人為的災害に係る事象（要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、県及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできない事由（経験ある工業用水道事業者及び運営権者によっても予見し得ず、若しくは予見できてもその損失、損害、又は傷害発生の防止手段を合理的に取ることができないような一切の事由）をいう 「初動」については、運営権者の業務とする 保険でカバーできる範囲は除く
	上記以外			○	
法令改正	工業用水道法及びPFI法をはじめとする工業用水道事業及び本事業等に直接関係する法令・通知等の改正		○		<ul style="list-style-type: none"> 追加費用の発生防止手段を運営権者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもののみ 工業用水道事業費補助金交付要綱の改正もこれに該当する
	工業用水道事業等のみならず、広く一般的に適用される法令・通知等の改正			○	
税制改正	工業用水道事業及び本事業等に直接関係する税制の改正		○		<ul style="list-style-type: none"> 追加費用の発生防止手段を運営権者が講じることが合理的に期待できなかったと県が認めるもののみ
	工業用水道事業等のみならず、広く一般的に適用される税制の変更、新税の導入			○	<ul style="list-style-type: none"> 運営権者の利益に課される税制の変更等
第三者損害（施設・設備系の損傷・瑕疵に起因するものを除く。）	要求水準に従って業務を履行しても通常避けることのできない第三者損害		○		<ul style="list-style-type: none"> 騒音、悪臭、振動、電波障害等、これらに起因する住民の反対運動、訴訟等
	県の責に帰すべき事由により生じた第三者損害		○		
	運営権者の責に帰すべき事由により生じた第三者損害			○	<ul style="list-style-type: none"> 第三者には共同管理者や工業用水道ユーザー企業も含む
	任意事業の履行に伴う第三者損害（通常避けることのできないものも含む。）			○	
ユーザー・議会リスク	本事業の実施事実起因する訴訟、反対運動等対応		○		<ul style="list-style-type: none"> 施設の共同管理者対応も含む
金利・為替変動	金利上昇、為替変動により資金調達に要する利息が増加するリスク	通常想定される金利・為替変動		○	<ul style="list-style-type: none"> 実施契約で定めた範囲内
		上記以外の著しい金利・為替変動	○		<ul style="list-style-type: none"> 実施契約で定めた範囲を超える場合の5年に1回の見直し、及び5年内でも急激な物価変動の場合は按分率を見直し
物価変動	物価変動によるコストの増加	通常想定される物価変動		○	<ul style="list-style-type: none"> 実施契約で定めた範囲内
		上記以外の著しい物価変動	○		<ul style="list-style-type: none"> 実施契約で定めた範囲を超える場合の5年に1回の見直し、及び5年内でも急激な物価変動の場合は按分率を見直し
許認可	事業実施のために必要な許認可の取得の遅れや取得できなかったことによる事業内容の変更	県の責に帰すべき事由による場合	○		<ul style="list-style-type: none"> 工業用水道事業法の認可、河川法の水利権許可、河川工作物の設置許可、ダム使用权等
		運営権者の責に帰すべき事由による場合		○	

リスク項目			官	民	備考
大分類	中分類	小分類			
資金調達	運営権者の責に帰すべき事由による場合			○	
	県の責に帰すべき事由による場合		○		・ 共同管理者負担金（有明）、更新投資負担金（八代）、未償却残高買取（有明・八代）
計画・設計・仕様変更	県側の要請、他事業との調整や住民要望に応えるための事業計画等の変更に起因する収益の減少、工事の遅延・追加工事、事業内容の追加等による費用の発生	事業内容、用途の変更等県側の事由により計画等が変更となるもの	○		
		上記のうち、道路の拡張、移動等に伴う管路の移設など、計画変更が通常予測されるもの	○		
	運営権者の提案する更新投資等の計画の変更			○	
任意事業	任意事業の採算性の悪化、事業の不履行			○	

2. 維持管理

リスク項目			官	民	備考
大分類	中分類	小分類			
収入変動	工業用水道ユーザー企業の実水量や契約水量の変動	一定の期間・範囲内での減量		○	・ 実施契約で定めた範囲内
		上記を超える減量	○		・ 実施契約で定めた範囲を超える場合の5年に1回の見直しと、5年内でも急激な需要変動（撤退を含む）の場合は按分率を見直す
		既存ユーザー企業の増量		○	・ 運営権者が収受
		新規ユーザー企業の増量	△	△	・ 原則として按分率を見直し、県収受とするが、運営権者のユーザー企業誘致における貢献度に応じて運営権者収受
	工業用水道料金の滞納・不払い	県収受分	○		
		運営権者収受分（利用料金）		○	
	共同管理者負担金の滞納・不払い		○		
	工業用水道料金の改定		○		
料金減免	県の指示により給水を停止する場合の減収	○			
	運営権者が行う更新工事に伴い給水を停止する場合の減収		○		
収入変動	共同管理者の水量変動		○		
支出変動	新規ユーザー企業の進出にともない新規の管路ルートが必要となる場合（一定以上の配管費用等）		△	△	・ 運権者負担を原則とするが、ユーザー企業の立地場所や必要費用によっては、協議により県が負担
運転・操作ミス等	施設（運営権者が維持管理する範囲）の運転・操作ミス等に起因する給水停止、減水・濁水発生等			○	・ 管理区分が運営権者となった後の汚泥処理施設（八代のみ）の運転・操作ミス等を含む
	上記以外の運転・操作ミス等に起因する給水停止、減水・濁水発生等		○		・ 取水堰や管理区分が企業団である期間における汚泥処理施設（八代のみ）の施設の運転・操作ミス等を含む
施設、設備の損傷	導水トンネル、管路（弁、水管橋等維持管理が可能なものを除く）以外の修繕費の増大			○	・ 不可抗力、特定法令改正等、既存施設の瑕疵による場合を除く ・ 保険でカバーできる範囲は除く
	導水トンネル、管路（弁、水管橋等維持管理が可能なものを除く）の修繕費の増大		○		・ 明らかに運営権者の保守・点検等に原因がある場合を除く ・ 漏水発生時の緊急的な修繕は運営権者の業務範囲とする
ユーザー対応	ユーザーとの調整が不十分なことによる受渡しの不具合			○	
水量の変動	不可抗力に起因せず、新たな水源開発を必要とする原水の恒常的不足		○		・ 実施契約締結時に想定されなかった原水の恒常的な不足に対応するための費用
	不可抗力に起因しない一時的な水量の不足	運営権者の合理的な経営努力をもってしても避けることができないもの	○		
		上記以外		○	

リスク項目			官	民	備考
大分類	中分類	小分類			
水質の変動	不可抗力に起因せず、水処理方式の変更が必要なほどの原水水質の恒常的な変化		○		
	不可抗力に起因しない一時的な原水水質の変化			○	
	水源での事故等による一時的な水質変化（経験ある管理者及び事業者によって予見しうる範囲内）			○	
	水源での事故等による一時的な水質変化（上記以外）		○		
受電	電力の供給停止、供給能力低下	バックアップにより通常対応可能と考えられる場合		○	
		バックアップで対応不可能な場合	○		
薬品関係	薬品関係の供給停止、供給能力低下			○	
汚泥処分	不可抗力に起因せず、水処理方式又は汚泥処理方式の変更が必要なほどの原水の水量・原水水質の変化による汚泥の量・質の恒常的な変化		○		
	上記以外の不可抗力に起因しない一時的な汚泥の量・質の変化			○	・ 管理区分が企業団である期間における汚泥処理施設（八代のみ）に起因するものを除く
施設の瑕疵	事業開始当初における、既存施設（トンネル及び埋設管路を除く。）の瑕疵		○		・ 本事業開始後、[2]年以内を「瑕疵担保期間」とし、運営権者が事前に発見の困難であった既存施設・設備の瑕疵
	事業期間中におけるトンネル及び管路の瑕疵		○		
	事業終了後における、運営事業対象施設の瑕疵の修復、費用増加			○	・ 本事業終了後、[2]年以内を「瑕疵担保期間」とし、県が事前に発見の困難であった運営権設定対象施設の瑕疵
技術の陳腐化	保守サービスの終了等、事業開始後当初の技術が陳腐化し、新技術の導入が必要となった場合			○	

3. 更新投資

リスク項目			官	民	備考
大分類	中分類	小分類			
更新計画の見直し	民間が提案した更新計画を公共側が変更した場合の費用増大、性能未達		○		
工事費変動	物価変動によるコストの増加		○		・ コスト増に対しては按分率を見直すことで対応することを基本とするが、按分率の見直しで対応できない場合には、更新投資負担金、各種負担金を調整することで対応する
	上記以外の理由による工事費の増大（県の指示によるものを除く）			○	・ 5年に1回の見直しと、5年内でも急激な物価変動の場合は按分率を見直す
性能リスク	要求仕様不適合、施工不良			○	
安全性確保	工事中の事故			○	・ 運営権者が実施する工事における工事中の事故は運営権者の責任とする
工事用地の確保	更新投資の実施にあたり資材置場等の工事用地の確保			○	
測量・調査	県が実施した測量・調査（県が別途行うトンネル、管路、接合井（有明工業用水道のみ）等の劣化調査）の結果の不備		○		
	上記以外の運営権者が要求水準に従って行う測量・調査の結果の不備があった場合			○	